二(一)　保安林の所在場所　京都府宇治市宇治紅斉一二の一、二〇の四二、二一の一から二一の三まで、二七の五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
伐採種は定めない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
仙郷山二の一・二の二・西浦四四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四(一)　保安林の所在場所　京都府八幡市橋本東山本五六の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
東山本五六の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
三(一)　保安林の所在場所　京都府宇治市池尾仙郷山二の一・二の二・三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の五、三の一七、西浦四四の一、四六
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
仙郷山二の一・二の二・西浦四四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
五(一)　保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷小字蛭ケ谷二八、一八・二六の一・二七・二九・小字上西谷三〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字蛭ケ谷一八・二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
六(一)　保安林の所在場所　京都府宇治市炭山谷山一四の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
七(一)　保安林の所在場所　京都府八幡市八幡高坊三〇の一・平ノ山八五の五・八五の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁並びに関係市役所及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十二月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一(一)　保安林の所在場所　秋田県横手市大森町坂部字外鍋倉三五の一、三九の一、三九の三（次の図に示す部分に限る。）、大森町上溝字船沢一六二、一六三、一七三の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字外鍋倉三五の一・三九の一・三九の三・字船沢一六二・一六三・一七三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁並びに関係市役所及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
二(一)　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町二井山字西ノ沢六〇の一
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十二月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一(一)　保安林の所在場所　秋田県大館市早口字大渕滝の沢口三〇
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十二月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市堰口字堰口六〇、六一、東由利黒渕字下松台一三三の二、字沢口一〇五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）